

第7回三重県公共事業再評価審査委員会（現地調査）結果

1 日 時
平成13年11月27日（火） 午前9時～17時

2 対象事業
林道開設事業国見能見坂線

3 出席者

委員：渡辺委員長、木本副委員長、大森委員、朴委員、速水委員、福島委員
公共事業推進課：水谷副参事、吉田主査、藤井主査
森林保全課：佐藤森林政策審議監、後藤課長、西村主幹、角谷主査、小菅技師
南勢志摩県民局生活環境部：中西部長、真弓主査
南島町役場農林水産商工課

4 主な行程

時 間	行 程
9:00	県庁出発
10:05	大宮町きつつ木館（休憩及び速水委員待ち合わせ）
10:20	大宮町きつつ木館発（大紀南島線を經由、森林状況調査）
10:50	南島トンネル出口着：林道国見能見坂線の起点側の森林状況調査
11:45	大紀南島線を經由して計画路線周辺の森林状況を調査
12:15	吉津水源地調査
12:40	昼 食
13:30	出発 緑資源公団作業道（周辺の森林状況調査）
14:00	緑資源公団作業道分岐点到着：計画路線の状況及び周辺の森林状況調査
15:00	緑資源公団作業道 大紀南島線を經由して県庁へ
17:00	県庁着

5 主な調査内容及び質疑

（1）国見能見坂線起点（大紀南島線南島側トンネル出口）

（森林保全課長）

森林管理が実施されていないと、森林内に光もなかなか入らない。当然暗いですから下草も生えない。そうすると土がこういう状態になってきまして、雨が降ると水が表面を流れて行って土が流れていくと、そういう状況なので、たとえ種が落ちてても育たないという状況なのです。南島町の天然林は殆どこんな状況です。

(速水委員)

県内の萌芽薪炭林の状況について、他はどのような捉え方をしているのですか。当然海山町も3割は天然林、海山町の天然林の林齢は60年生、若くて30年生、尾鷲も海岸側も全部そうである。つまり三重県の広葉樹林というのは過半が萌芽薪炭林の放棄林。今の話は正しいと思うんです。ただ南島町が特異なのか、三重県も薪炭林はすべてそうだと思うんです。

(森林保全課)

ただここはちょっと土質とかそういう物もあって、そちらへ少し入って貰ったら過剰化というんですか、それが進んでいます。

(速水委員)

ここの土壌はなんですか。

(森林保全課)

ここは砂岩と頁岩です。

(速水委員)

まあ天然更新の場合は10万ロットというのは、それはもう全然おかしくない。この状態で、広葉樹を否定していくということは、三重県のやろうとしている広葉樹林化というのは、意味がないのではないか。こうならざるを得ない。金かけないで広葉樹林を作ろうという大目標を立てているのだから。

この場合は特異じゃないよね、絶対にこれは。南島町が特異だと言うならば、それは間違い、県の広葉樹政策というのはここの部分が間違っている。

(森林保全課)

この機能が要求される所には、やはり手を入れないといかんのじゃないかなと思います。

(速水委員)

これ全部本気になって手を入れる訳ですか。

(森林保全課)

そうですね、町の方も下層植生の実現に努めようとしているので。

(速水委員)

どのくらい予算を計画しているのですか。

(森林保全課)

それはまだ検討段階です。

(速水委員)

すごい事業ですね、南島町にある広葉樹林を、全部下層植生を回復させようというならば。県と南島町は本気になって予算化しない限り出来ないですよ。

測量をする人件費は、測量士が二人と人夫が三人ぐらいかかっている訳ですよ。その三人の人夫プラス横木をやる部分ぐらいの費用を全山見なきゃいけない。そういうふうに

広葉樹林の考え方というのがはっきりしない訳です。これを否定しちゃったら大変ですよ。

(森林保全課長)

ただ特に水源地上流であるとかは、非常に重要なのです。

(速水委員)

でもそんな森林は、三重県ではいっぱいあるんです。

(森林保全課長)

部分的に考慮していかないと。

(速水委員)

三重県には、いっぱいよ。環境部は本気になってこちらへシフトするわけ。これ全部管理するという。今言っている理屈に沿って実施するわけ。

(森林保全課)

そうではありません。町の中で、どういう風な山に位置付けして、ここは特に手を入れていくという結論が出たら実施していきたい。

(速水委員)

だから計画がどうかと聞くと、それは先ですということですから、それはおかしい。すごく大変な仕事だと思うんですよ。真剣な話。

(森林保全課)

なにも天然林ばかりじゃなくて、もちろん一番いいのはやはり経済的に回っていくということが一番良く、大前提です。

ただ、人工林は人工林でそういう方法をやっていきますし、天然林についてもそういう町の中できちんと手入れをしていくという位置付けが明確になった部分については、県なり国なりがお金を出していくというようなことを考えているところなんです。

(森林保全課長)

やはり町の重要な水源ですし土砂の流出等もありますので、町の考え方ですが、守っていかねばならない地域、その部分については手を入れていかないと、将来山が弱ってきた場合に、20年、30年先かわかりませんが、そういう時にはもう取り返しのつかないことに多分なるんだということ。

これはもう自然にこのまま放っておいたら何十年、百年先にでも荒廃してしまうんだから。

(速水委員)

僕が疑問に思うのは、県で片一方ではそういう広葉樹林を増やそうという計画を立てていて、環境林としての整合性がない。南島町の森林管理に整合性がない。説明では、片一方を否定しておいて、片一方を後退するような議論では、議論にならないじゃない。

三重県の広葉樹林というのは、基本的にはこのような広葉樹林だよ。どのような広葉樹林があるの。どこにあるの。それ具体論じゃないじゃない。三重県では殆どが萌芽更新の薪炭林となっているよ。それが60年とか30年とかみんな経っているけど、この同じ状態ですよ。当たり前森林なんです。この森林に手を入れないといけないのは、これは全く否定しない。しかしそう言い始めたら、今回そういう山ばかり作っていく計画を立てるじゃない。

今のある広葉樹林はみんな殆どこうじゃない。南部の海岸部も全部これよ。どれくらい面積があると思っているのですか。林道の費用を全部、森林管理にかければどうなんです

かっていう話になるわけです。

(朴委員)

例えば林道を計画するよ費用とか、或いはそういった政策での部分を、ここを適切な森林管理というところに移した方がよっぽど建設的だ・現実的だということですか。

(速水委員)

可能性があるという話ですよ。ぼくが結論を出している訳じゃないですけど、一つはその県のこういう広葉樹林に対する姿勢というものはっきりさせなきゃならない。ここで管理するよとなったら、全県全部管理する必要がある。

(朴委員)

みんなが必要なんだって言う形の位置づけじゃない。でそういうことはどういうことかと言うと林道作るの作らないのという以前に、森林政策の抜本的な事をもう一度考えるという事が必要なんだということに繋がるんだといってもしょうがないじゃない。今のような論理構成から見ると、だから林道がああだこうだと言う前に三重県の例えば、この人工林以外のそう言ったような、自然林といったようなものの政策そのものを抜本的に考えて行かないといけないし、そういう意味で南島町でこれだけの林道を作るんだということで、私たちがここに見に来ているじゃない。そういったところの部分を含めて議論をされるというのは多分県の中でお話されているし、南島町の中でされているんじゃないかなと思うんだけど、その辺に関しては話はどういう風になっているんですか。(森林整備の件ですか。)それが一番重要なポイントなんじゃないかな。

(森林政策審議監)

今の速水さんの森林の話、森林環境創造事業ということで、県下35万 ha の民有林の内、約22万 ha が人工林、残り13万 ha が天然林と、一応の仕分けになっております。人工林の22万の内15万 ha については生産林ということで、今後とも生産的に集中的に森林整備等やっていきたい。もう一つ7万 ha のうち、森林所有者さんが経営意欲の減退した方、或いは林道端からある程度離れて効率的にもコスト的にも合わない部分、こういった場所については環境林と位置づけて、その7万 ha の内、約2万5千 ha は保安林になっておりますので、この部分は治山の保安林施業でいけるのじゃないか。残り4万5千 ha の人工林については、今言ってきましたように半分ぐらいづつ針葉樹、広葉樹入り交じったものを20年先、30年先に目指して続けていくわけなんです。こういう一つの現在の人工林で環境林へ移行していく部分の一つ、残り13万 ha の天然林はどうするかと、その中で今ちょっと説明しましたけど、全て一切合切手入れする訳やない。約私一割とふんでいる。この13万 ha の一割はこういういろんな水源の部分だとか、特殊な事情で手を入れていかなあかん。おっしゃるように残りの大部分は今のままの萌芽を続けていって、特に無ければ私は異論が無いということで、私の今の計画では環境部にとっては、13万分の1万は天然林であっても手入れをしていかなあかん。この部分はその中のそういった中で非常にウエイトが大きい。いわゆる下流の直接の部分だとか。おっしゃられるように沿岸部は殆ど常緑の広葉樹が多い。

(速水委員)

そうなんです。その辺の問題を整理をしなければいけないんです。

(森林政策審議監)

紀宝の方から志摩の方にかけては殆どはいわゆる常緑広葉樹。常緑広葉樹というのは北の方は、落葉の所と違って、落葉のところは腐植土ができます。冬にちゃんと全部枯れて、腐植土があるんで。ところがこういうような常緑の広葉樹は、昔は薪炭林で、適当に下草も整備されていたけれども、今はだんだんとうっ閉が激しくなってきた。これはこれでお

っしゃられるように、私はここがすべて整備しなければならないとは思っていない。やっぱり自然は自然の倫理があるもので山から下へ流れる。それから特に海岸に繋がっていたら放っておいたらいい、山としては。だから速水さんがおっしゃられた13万分の1万の部分は手入れをしていく。恒常的に手入れをしていく。特に災害にかかる下流域の多い所とか、そういう考えで今県は計画しています。

(速水委員)

判りました。どういう管理を環境部は考えているのですか。

(森林保全課)

ここについては先程言いましたように、町の計画になってくる訳ですけど、地権者の了解を得ながら森林環境創造事業、ここについては財産区で、森林環境創造事業の対象ではありません。ですのでここについては町の方も財産区は特別会計の中から森林整備を実施していくと、というような来年度からでもやりたいという要望を頂いております。

(速水委員)

前回見せていただいた市町村の森林計画の中にはそういうことはあまり触れられてない。

(森林保全課)

基本的には、素案はまだ出来てないんですけど、市町村森林整備計画というのはかなり大きな漠とした計画ですので、南島町の山をどういう風にやっっていこうという全体的な話が大きいものですから、次の第8回になるんですが、説明したいと考えております。

(速水委員)

でもこないだの市町村森林計画を見せて頂いたら、度会町と南島町と殆ど一緒ではないですか。

(森林保全審議監)

今年、県の森林計画が変更になって、それに併せて地域森林計画、全部一斉に変更しています。その中で市町村森林整備計画についても、早急に改正を要するところは見直しをしてもらうという事で今準備を進めている、こんな状況です。

(森林保全課)

南島町さんにつきましても、第8回の際にはその素案を出させて頂いて、ただ従来の市町村森林整備計画は先程言いましたように、大体漠としたもんなんですけど。

(速水委員)

漠っと言うか、漠っとしてあれば漠っとした計画が出てなきゃおかしいですよ。漠っとした計画が出てないじゃない。だから一番最初に委員会で言ったように、この林道を付け始めた時はいったいなんだったんですか。付け始めた時からこういう計画だったんですかというのが、その最初のサイコロはどう振ったものという問題が、平成8年の段階で市町村森林計画の中にこういう広葉樹の管理方法が出てくるのかということですよ。

(森林保全課)

ちょっと謳ってもあるんですけど。

(速水委員)

平成8年といっしょじゃない。

(森林保全課)

いえいえ謳ってあるというのは、市町村森林整備計画が謳ってあるという事ではなくて、今日の資料に少し説明させていただいているのですが。

(速水委員)

県の素案と一緒にじゃない、あの市町村森林整備計画というのは。

(森林保全課)

今日付けさせていただいたんですけど、平成8年当時はやはり人工林施策でありました。

(速水委員)

南島町の森林の担当者が、どれだけ真剣にその市町村森林計画を立ててるかと、だってこの林道の費用っていくらかかっている、最初のコストって安くしたって、すごい金額でしょ。その道が入ってくるのに対応した市町村森林計画というのはどのぐらい真面目に立ててるかという話は、今までの市町村森林計画だったら、県が持ってる雛形をそのまま写しただけじゃん。

(森林保全課)

そう言われると頭が痛い所なんですけど。ただ、平成8年当時はやっぱり人工林対策ということで、この林道が位置付けされておりましたが、調査報告とか南島町の中でも話に上がっていたのは、確かに天然林の荒廃というのはかなり確認はされておったということですけど、手入れはあるけどやっぱり予算的な事とか、それ程森林に対する認識と言うか、人工林の認識は高かったんですけど、天然林に対する認識は低かったというのが、これは事実です。その中でやはり水の問題とか、そういうものが出てきて山に対する意識も高くなって、今度の市町村森林整備計画が今度見直しになって、素案も提出すると言う事になっているんです。今日見えております南島町の担当の方もそういう事で地元とかと話をしながら、新しい県の森林環境創造事業なり人工林対策なり、それから森林環境創造事業の対象外のこういう所の森林についてどういうふうな手当をやっていくとか、そういうのを次回、第8回に我々の方からもお話出来るように、南島町さんの担当の方が動いてますので。平成8年は先程言いましたように人工林対策が中心という事、ただこういう荒廃状況はその時も確認しておったけど、手だてがちょっと見あたらなかった。意識も確かに低かった。あのこれはなにも否定するもんじゃありません。今までの間に山に対する認識も変わってきたという事で第8回でお話をさせていただきます。

(速水委員)

今後、この天然林に関してはもう利用、環境的な利用以外はない。考えていらっしやらない訳ですね。

(森林保全課)

今の環境林の対策の中でも、環境林整備を単なる針広混合林に導くというんじゃないし、そこから材が搬出されますね、あるいは広葉樹のそういう整備をしますね、そういった中での優良広葉樹の利用だとか、そういった新しい事業を仕組みで考えておりますんで、今すぐどうこうということはないけども、今後は考えています。

(速水委員)

ここについては、ウバメガシが沢山ございまして南島町は、炭の備長炭の材料になる訳なんですけど、そういう利用とか、特に利用出来るものについてはそういう風な利用を図っていき、利用というか、そういう風な話の無いところにはやはり公的な部分というのが発生するというふう考えております。

(朴委員)

次の12月の時に、南島町さんの方から南島町としてのこの自然に対する報告をどういう形でやっていくのかというのを、県と協議をした上できっちりした形での説明をするんだと理解するのか、どういう風に判断したらいいんですか。

(森林保全課)

市町村森林整備計画の素案で、この一帯の森林を全部という訳には、地権者の関係もありますので、基本的などういう風な整備を入れていくというのは、第8回にきちんと示すと言う事になっております。

(森林保全課長)

その方向でいいと思います。

(森林保全課)

勿論、県が市町村森林整備計画を立てるんじゃないじゃなくて、市町村さんと話をしながら、市町村さんのほうできちんと、地権者の話もありますので、立てて頂くということになります。

(朴委員)

時間的には約1ヶ月を切るか切らないかという期間内で、準備をするという形であると思うんですが、そういう再評価審査委員会の委員長の考えはわからないけど、委員としては、例えば今から1ヶ月位の期間で、どれだけ納得のいく説明とか、位置づけがきちり出来ているのか、全体の所で位置づけが出来ていないという事では話をしたと思うんです。そういう部分はきちり考えて頂いて、臨んでくれないと、多分非常に厳しいだろうというふうに思います。その辺やっぱり地元のところで要請があったとか、市町村からはそういったような文章もきているけども、その部分が1ヶ月位の間できっちりした形での全体の協力がとれた、しかも納得がいくような説明を期待していると思うのですが。

(森林保全課)

人工林につきましては、当初の要望どおり地元、また所有者の内訳等そのようなものもお話させていただきますが、当然計画の仕方も水源という位置づけの中では変わっていかざるを得ないと。ただそれについても、やはり地権者の方との話も役場さんのほうで精力的に話をしておりますんで、かなりの話が出来ると思っております。

(朴委員)

それから最後にもう一つだけ、まず、林道ありきの政策ではなく、林道がある場合とない場合とどういうような形で、南島町の周辺の森林というものが政策的にやっていっているのか。そういう両方のシナリオに基づいた納得のいく説明がなければ、林道があるからなんだということが大前提で計画を進めていくことじゃない。

(森林保全課)

はい、もちろんそうです。

(朴委員)

ある場合とない場合と両方をきちんとした形でシナリオを立てて、きちんとした形で説明をしていただきたいと思います。

(森林保全課)

もちろん林道ありきではありません。

(朴委員)

ちょっと1ヶ月程度では大変厳しいと思いますよ。よろしくをお願いします。

(森林保全課)

まあ特にやはり地元との話というんですか、これはかなり役場さんの方で詰めていただいています。

(委員長)

これは代行事業ですからですね、すべては地元町村次第だと思うんですよ。だから県が地元町村のきちとした裏付けの上でこれだけのことをやっただけのことであって、これは県の判断以前の地元の意識の問題と調整の問題だと思うんですよ。

(森林政策審議監)

今の委員長のお話のように、県が代行でやる部分ですから、別に林道を作るための林道と違って、地元は何のために必要なんだと、こちらが見極めてやるわけですから、その辺がなかったら私共しませんから。こういう部分がなけりゃ、これはもう手がつけられない。そういう意識は基本にあります。

(委員長)

大前提だと思います。

(速水委員)

市町村の農林の担当者、どなたかおられますか。ここはゾーンとしては県のゾーンと国のゾーンがもう既に市町村に届いていると思うんですけど、それぞれどっちのゾーンに入るのですか。

いや、10月から計画をされているというから、最初にまずゾーンの検討が始まらなきゃいけないんで、国からと県からとすでにゾーンが届いていると思うんですが、ここはそれぞれがどっちのゾーンですか。

(南島町)

この地区は町有林、財産区有林、それから個人の所有林が入り組んでおります。この谷から奥手につきましては財産区、町有林が大半です。大半ですので、ゾーンとしましては個人の創造事業につきましては、個人の所有地という事で事業はなっております。

(速水委員)

いやどのゾーンですか。

(南島町)

水土保持のゾーンでございます。

(速水委員)

そしたらここは保安林ですか。

(南島町)

部分的に保安林と分かれております。全部ではございませんが、筆数によって、一応水源ということでは、保安林上の施策をとっております。

(速水委員)

一応水土保持林に指定される部分はメインとして各種保安林が自動的に水土保持になる訳ですか。

(南島町)

そうです。全般から言えば水土保持になります。

(速水委員)

ゾーンの地図がもう行ってますよね。国のゾーンと県のゾーンはどうなっているのですか。

(南島町)

県のゾーンにつきましても、大体同じです。ちょうど今修正を国と県と間違いがないかの調整を図っておりますので、色々調査をさせていただいているという状況です。緑色全て保安林です。ここはちょっと抜けておるんですが、保安林に接続した部分ということで。

(速水委員)

南島町の場合は保安林が全て水土保持林ですか。保安林のみ水土保持林ですか。

(森林保全課)

いえ、保安林のみじゃなくて。国のゾーンで行っても、重要な水源の上流部については水土保持で、かなりの部分がカバーされています。

(速水委員)

地図行ってますよね。

(南島町)

国からいただいているのは、現状調査を今やらしていただいている状況です。

(速水委員)

色つきの行ってますよね、グレーみたいなブルーグレーとオレンジ色と緑に分かれている。お昼には拝見できますか。

(南島町)

はい、役場にありますのでご覧ください。

(速水委員)

あのですね、今地域森林計画を県が作るんですが、市町村森林計画のメインになるのは、国が森林のゾーンを決めたわけなんです。それが森林と人との共生林と水土保持林、それから資源循環というのか、それから三重県は三重県で別のゾーンを決めて、それぞれがそれぞれの事業で動くんです。ちょっと複雑なんですけど、そのゾーンがどういうふうになっているのか。まず、それがベースになってその森林計画が立てられて、実際は1月から市町村は立てるんですけど、動いていらっしゃるということですから、データを少し見せて頂けると。

県が1年前に先に走ったんですね。県のゾーンニングの考え方と国のゾーンニングの考え方とちょっと違ってまして、同じ所もあるんですがちょっとずれる所もあって、現場サイドとして非常に混乱の直前という感じなんですけど。

(森林政策審議監)

速水さんがおっしゃられたように、三重県が三重県独自の施策で走ってますので、その辺の整合は国の今の3ゾーン分けとは、うちの考え方とは一部違うという事で整合を図りながらやっていくという事で、国が面積を割り振ってきたという事に対して、はいそうですかという姿勢では今いせんと言う事でやっています。

(森林保全課)

かなり重なる部分がありますよね。当然。

(福島委員)

水源林はどんな管理が必要なんですか。

(森林保全課)

水源林の管理は、基本的に人工林なら皆伐はやってよろしいですが、こんなに広い面積を一度に切らないとか、複層林化をやっております。伐期を伸ばして徐々に抜いていくという。それと下草とか下層植生の生えた二段林とか三段林とか、そういう風な林を目指していくという。ここは降った雨が一気に流れ出て、貯留するのが少ない訳なんですね。こういうような状態であれば、特にそうです。そういうのを貯留する量を増やすというのが水源の目的ですので、それに見合ったような施業をやっていかなければならないんです。

(福島委員)

じゃあかなりの人手もかかるわけですね。

(森林保全課)

そうです。人工林はかなり施業体系はあるんですけど、天然林についてはなかなかそういう適切な施業体系がどこにもなくて、今もいろんな県で出してはおるんですが、なかなか県によってもこういう落葉樹から常緑のこういう常葉樹まで、三重県のなかでもいろいろありますんで、その地域地域にあったような施業というのは、これからやっぱり、特に速水さんとかその辺の意見も参考にしながら、確立していかなければならないと考えてます。何にしても、とにかく下草を生やして、腐食土層を一回戻さんことには森林の再生になりませんので、特にその辺を第一番に、下層植生をとにかく伸ばすということです。

(委員長)

知事は環境林で緑の雇用創出事業だとか言っておられて、県庁職員を山に入れるというイメージかなと思っていました。

(森林保全課)

それはちょっと違うんです。ただ南島町さんでも、ボランティアによる森林整備というのを一部考えていただいておりますが、こういう斜面で作業をするとすると、やはり鉋とかチェーンソーとかになりますよね。すべて素人さんでは危ないので、ボランティアさんはとりあえず、もっと平坦な所でやっていただいて、この斜面とかになると、いわゆるプロ的なちょっと経験を積んだ人に依頼することになります。それは南島町さんの方でも、今までボランティアという考えはなかなか気づかなかったんですが、やはり実際に山を見て頂くというのが、一番なんですよ。それと施業というのがどういうものを徐々に知って頂くということは検討しております。

(委員長)

そういう前提があって、土壌があってちょっと県の施策で手を入れるというのは判るけど、いままで全然ゼロでこれからなんか考えようというのは。

(森林保全課)

ただ、県全体がやっぱりそういう風なものやったんですね。

(朴委員)

それと森林管理というものは、水源涵養機能が低下した部分は、なんとか回復するんだ

と。そういう意味で森林管理の為に林道が必要なんだという形で説明がきているんですが、その恩恵を受けるといふか、そういう人達は大体8580人、1万人いくかいかないかという形で、彼らが主に水源を、こういう森林の林内で頼っているんだと言うことで説明が出てると思うんですが、この南島町の例えばこの森林管理によって、水源として恩恵を受ける人は約1万人弱という風に考えてよろしいのか、或いはそういったような林道が出来ることによって、例えば短期間の数十年間はそういう形で森林の回復とかというような事を、見届けながら政策をやって行って、いずれこれが経済林になるかどうか判らないけれども、森林資源としてのそういう経済林のところもねらいつつやっていくんだと説明が前回あったような気がするんですよ、短いスパンと長いスパンで見たときに。その時に質問したのは、この位置づけはどういう風に考えたらそれでよろしいんでしょうかと言った時に、ちょうど時間切れだと言う事で説明がないまま終わったんですが、今のような説明から見ると、どちらかという、南島町の約1万人の生活の水源としての森林の管理という面で、林道が必要なんだという風に理解していいのか。

(森林保全課)

ただ、天然林はやっぱり天然林で経済的な部分というのはなかなか出てこない。人工林につきましては前回もご説明させていただきましたけど、その緑資源公団の部分がかなりですが、その緑資源公団は県行造林と違いまして、自らの管理責任は無い訳です。県行造林は契約した、契約方の県が自ら行為をやっていきますので、管理責任は県にあるのですが、緑資源公団はその契約の相手方、土地所有者の方に管理責任があって、そこが自分で計画を立てて緑資源公団と毎年打ち合わせをしながら、予算がもらえるかももらえないかを図りながらやっていく制度になっている訳なんです。それで人工林につきましては、当然経済的な部分を見据えながら、やはり水源林ということで従来のそういう皆伐的な施業ではいけないであろうと、公団地ですので経済的な面を全く無視した行為も出来ない。

(朴委員)

今の説明で、Bゾーンはそれ言えると思うんですよ。Bゾーンは緑資源公団のところで針葉樹でこれは経済林としての位置づけはできると思うんですが、ここは既に緑資源公団の林道が出来てますよね。その他のAとCとDというかなりの部分は広葉樹で、自然林じゃないですか。と言う事はたとえばこの林道がここからAからDまで全部繋がっていたとしても、経済林としての価値といえ、すでにあるBゾーン以外の他の所全部、Dはほんのわずか一部分じゃないですか。これ全体の、林道のね、そう言った場合にざっと見た感じでBは既にあるものを使うんだと言う事であれば、林道として新しく出来る林道というものは殆どわずか。それからDゾーンというところもほんのわずか。既に出来ている。そうなってくるとAとCとE、こういう殆どの自然林で、水源涵養の部分をやって行くんだという事になってきますよね。そうなってくると今後の林業の経済林としての部分をにらんでやっていくというような説明は苦しくなってしまうですね。

(森林保全課)

また今日この作業道も行って頂きますし、他の所についてもそういう風な観点も踏まえて、特にこの一気通過の道を作るという発想ももちろん当初からありますけど、今回はこのゾーン毎に、例えばAゾーンであればそれほどの広い道はいらんのと違うかとか、だけども全体を整備するにはどれくらいの道が、道といふか作業道がいるとか、Bゾーンだったらどうやとか、細切れの管理方法といふかそういうのも代替案として検討もいれて、今事務所の方でも、例えば4tのトラックを通すのだったらどれくらいの道がいるか、軽トラックとかその森林管理であればどれくらいの道がいるというんで、大体の概算とかそういうものを出しております。

(朴委員)

それは前回で、4mを3mにするとか、それより既存の道路を使うとか、いろんな形

で半分ぐらい削減できたのは説明で聞いています。ただここに来て、印象で詳しく説明を聞かないといけないけれども、私として感じているのは林道という名の下に道路を作るんだというふうに思われてもしょうがないじゃないかという部分が、今のようなところの部分で見たならば、少なくとも本当に経済林として必要だとか、あるいは森林整備というようなところで本当にこれだけの期間をかけて、お金をかけて林道を作る必要があるのかというところに、厳しいなと言う事を感じましたね。今も感じていますが、その辺の部分で、どう考えているのですか。

(森林保全課)

そういう部分で、例えばBゾーンについてはこれだけの人工林の材をどういう風に出すかとか、そういう風なものも含め、あともう一つはその労働力の問題、この前速水委員さんからも、伊勢志摩森林組合とか、その辺の作業員の構成とかそういう質問もございましたが、その辺も含めて、南島町の山は確かに南島町在住の方がかなり山に入っておりますけど、ただそれだけじゃ足りずに、この度会とかこちらの南勢町とかそういうところからも見えています。それで年齢的な構成も次回きちんとお話をさせていただいて、この一気通過の道があるよという前提じゃなくて、いろんな物を試行した中でどういうのが最適な部分かとか、そういう風な部分もお話させていただければと思います。

(朴委員)

その部分が、この前かなり修正された部分として出されたじゃないですか。

(森林保全課)

ただその時はこの作業道のこの辺を利用させていただくという程度でありました。

(朴委員)

いや違いますよ。道路の幅とか或いは既存の林道を使うとかいう事でなんか半分ぐらい削減したと言う事だったじゃないですか。私から見るとそれ以上の事は出ないだろうと思っているんです。なぜならば、これはかなりの大きなお金と時間を掛けて動いているのを、例えば1ヶ月前の説明と1ヶ月後の説明で抜本的に変わるとは思わないし、変わったら困るし。私から見たときに経済林として云々というところでの部分でBゾーンでのことなら判るけど、AからEまでのこれだけの距離の所の林道と言うようなものを、約1万人ぐらいのところの水源涵養で、今後の森林政策につながるようなものにして、林道が必要なんだという位置づけなんだけども、これが非常に苦しい。むしろ私からみると林道より生活道路、生活に関わる部分が多くあるんじゃないかなと思われてもしょうがないかなと益々そういう印象を受けています。

(速水委員)

もし、この大きな林道じゃなくて流域を使いながらこういう一般林道とかあるいは間伐道とか、普通一般的に市町村だったらそういう道を付けていくじゃないですか。それでカバーは出来ないんですか。

(森林保全課)

それをいろいろ比較検討して次回図面等をもって説明させていただきます。

(速水委員)

一般的にそれだったら、m単価が10万前後で出来てくるはずなんですね。

(森林保全課)

ですのでゾーン別に、例えば先程言いましたように、Bゾーンの人工林は経済的な面も考慮してどれくらいの規格、それからAゾーンであればどれくらいの規格で十分であるか

検討しています。

(速水委員)

いや、比較的リーズナブルな値段であれば、例えば入札の仕方なんかでももっとオープンになって地域に対する投資額としても、有効に動くんじゃないかというような気もしますしね。

(森林保全課)

その辺も含めて今検討をしております。

(速水委員)

いかにもですね、そうすると市町村の負担もしっかり付く訳ですよ。そういう道にすれば。そうすると市町村の自覚もでてくる訳です。今回の場合はこういう規模にするから県代行になるわけでしょ。なぜ、そういう間伐道だとか一般林道でその地元の負担もしっかり貰いながらやっていく、普通はそういう風にする訳じゃないですか。一般の市町村の場合は、なぜここはこれだけの規模の林道が必要なのかというのは、ある意味では県の負担からすればB/Cじゃなくて、県のB/Cからすれば落ちる訳ね。市町村の負担がない訳だから。

(森林保全課長)

その辺も例えば下の谷から付けていくと、非常に勾配がきついので、延長も伸びますし、算出中ですがけれどもこれやってます。トータル的にどういう形で計画するのが最善か検討しています。

(速水委員)

ただね、何回も言うけど、県がするかしないかというのは、これは県代行な訳ですよ。我々が今日審査しなきゃいけないのは、この林道がいるかいないかという事と共に、県代行としてやっていくのが正しいのか正しくないのかという議論なんです。僕は正直言って林道はいるという立場です。絶対に林道はいるという立場です。広葉樹林も絶対に管理していかなくちゃいけないという立場です。それは崩していない。ただこの林道が果たして県代行が適切なのか、この規模が適切なのかという事に関しては、しっかりチェックしなくちゃいけないと考えています。

(朴委員)

私は林道は絶対必要なんだという位置付けをもってほしいなと思うんです。安けりゃいいもんだとかそういうもんじゃない。必要であれば高くてもいずれ必要。だけど林道は絶対必要なんだという前提からスタートするのではなく、何のための林道なのかということが重要です。

(速水委員)

もう一つ質問なんですけど、この林道は既に出来ているのだから、ここの林分というのはさっきの話じゃないけど、県が大紀南島線を作ったときの成果としてここの管理が動いていないような気がするんですが、計画がないんですから。その問題として、この林道は今回引っかかったけど、大紀南島線の議論というのはそういう議論がないままパーッとついていった林道でしょ。その時に成果として南島町はどういう計画でどういう作業を進めているのかということ、実際今ないとおかしいわけですよ。もうだってこの道完成しちゃっているのだから。確かにCゾーンとかBゾーンはいいですよ。しかしEゾーンというのは大紀南島線で引っかかっている訳じゃないですか。

(朴委員)

よく見れば見る程、また線が引かれたような気がする。

(速水委員)

大紀南島線が出来た結果として、市町村は既にここになんかしてなきゃいけないです。林道が下から出来てきたのだから。いや今開通したからといっても計画は出来てなきゃいけない、開通してから出来るんじゃないじゃ県がお金入れた効果がない。

(森林保全課)

天然林については先程も言いましたが、平成8年のこの国見能見坂の計画にもございましたが、荒れているというのはかなり認識はされてたけど、どういう風に投資していくというのが、手だてをしていくかという手法がなかった訳です。ただ人工林についてはまた降りていっていただくと判りますが、このへんの保安林は公団で、この辺から作業道が付いているわけです。

(速水委員)

まあこの大紀南島線が当時だったらB/Cとかやってないわけでしょ。

(森林保全課)

やってないです。ただこの道は大宮町と紀勢町と南島町を結ぶ生活道路の要素も強かったもんですから、大宮町と紀勢町につきましてはかなり人工林も多く、その森林施業的な面がかなり出ておりましたけど、南島町についてはその森林施業的な面というのはかなり低かったというのも事実です。これは広域基幹林道の目的の中に地域の生活というのもあったわけです。なにも施業をやっていないのではなく、降りていく途中から緑資源公団が作業道を入れて、このEゾーンと書いてある字の辺り、その辺りについて森林整備を行っております。

(速水委員)

それが緑資源公団が緑資源公団で計画するのは判るんですが、南島町、町として広葉樹だとか針葉樹の森林というのをどう管理していくかというのが、何回もいっように見えません。それが見えないと、なぜ林道がじゃあそこに存在したのかというのが、何回も同じ事に戻るんですが見えません。

(森林保全課)

ただ先程言いましたように、平成8年度のこの道が付いた頃は市町村森林整備計画も見ていただいた通りの状況でございます。

(速水委員)

そこでなぜ林道がでてくる訳。なぜ県が代行しなきゃいけないということになるのですか。なぜその段階で、その例えば広葉樹の管理も当時は必要じゃない、考えてなかった。針葉樹は殆ど公団でしょ。なぜそこに県が代行しなきゃいけないのという発想が、なぜでてくるのかというのが、前からずっと質問をするんだけど、答えが出てこない。

(森林保全課)

ただ公団は県行造林とかと違って、管理責任そのものは森林所有者の方にございます。

(速水委員)

であれば、南島町が人工林の管理計画がなきゃいけない。きっちりした。だから何回も言うけど、ボタンを最初にかけた段階の議論というのが見えません。今の理論は判る。ボタンを最初にかけた、この林道を計画した段階での理論という構成が欠落している。それで次の森林計画がいつかということ、来年の3月からしか動かない森林計画。そうすると

この段階の判断のベースがないじゃないですか。

(森林保全課)

いや、人工林について先程いいましたけど、平成8年の段階では人工林についての森林計画というものは、森林所有者が公団と契約する中で、どうしていくというのはあった訳です。ただ天然林についてはなかった訳です。それでDゾーンについて、この部分については確かに天然林の施業は当時入っていません。だけどそのDゾーンからの木材の搬出とか、そういう接続という意味で計画を立てています。

(速水委員)

そしたら公団はこの林道を前提とした森林計画というのは立っている訳ですか。

(森林保全課)

いや公団が立てるんじゃないでなくて、各々の森林所有者が緑資源公団の部分については立てることになっている。

(速水委員)

そしたら各々の森林所有者の森林計画というのが見られる訳ですか。

(森林保全課)

各々の森林計画は一応は立てるんです。

(速水委員)

それを県は持っていらっしゃるんですか。

(森林保全課)

いえ、それは県にはないです。

(速水委員)

じゃあなんで県が代行する訳ですか。

(森林保全課)

県が代行するのは、各々の森林計画が無いというのはちょっと間違いなんですけど、概ねのはあるんですが、予算とかについて毎年緑資源公団と所有者が相対で計画するものなのです。

(速水委員)

であればこの林道が出来た段階で森林所有者がこの林道を前提とした森林計画というのが当然あるわけでしょう。

だってこれいくらかかる、計画最初立てた時。60何億を県が投資するわけでしょう。国の補助が入るにしても。そしたらこの人工林が活発に動く訳でしょう。動く計画というのがどこかにある訳でしょう。闇雲に作業するんじゃないでなくて、その計画というのは県が、どこかに持っている訳でしょう。

(森林保全課)

何年に植林されて、その契約期間というのがどういう物であったか等があります。

(速水委員)

そうじゃなくて、この林道が出来て作業が始まらなくちゃいけない訳でしょう。だって60何億を投資する計画だった訳でしょう。その計画が人工林を前提に最初計画を立てた訳で

しょ。であればそこからこの施業が始まらなきゃいけないでしょ。その計画というのを、もし林道が出来たら我々はこんな考えをもってますよという風なものが森林所有者それなりに。

(森林保全課)

そうです。それは当初の要望の時に各所有者を代表するというか。

(速水委員)

だって64億の事業ですから、間違っても紙に3枚程度の要望書じゃないでしょうね。

(福島委員)

こないだの書類だけじゃないですよ。

(森林保全課)

森林整備の計画量とは、従前の計画量を出しているのです。

(速水委員)

僕ね、緑資源公団という組織がしっかりあって、そこにこれだけの金を掛けた林道をかけるならば、ましてや何回も言うけど県が全部面倒見ちゃう訳ですよ。であれば県としては、その森林計画がどう変化していくかという、責任がある計画をチェックしてない限り、64億の金をそこに計画を立てるという事が、ぼくはその説明を何回も同じ事です。最初のボタンをかけた時の計画が出てきてませんよという話です。一番先の、今は分かります。今は良く分かります。時代は変わった、確かに極めて短期間かも知れないけど変わった。しかしその時、だってこれ始めたのつい最近でしょ。

(森林保全課)

平成8年に全体計画を立てています。

(速水委員)

たかだか5年前でしょ。その時に計画がなかったという訳はないでしょ。64億円の事業ですよ。6400万円ならね。64億円の事業をやるのにそういう個々の森林に対してどういう管理を、人工林をして、ましてや極めて公団という管理責任が一方しか持ってないようなところに作る訳でしょ。県がわざわざ。

(森林保全課)

いやその管理責任という話がですね、公団でなくて所有者であります。

(速水委員)

所有者であれば、所有者の計画はあるのですか。

(森林保全課)

ただその所有者のほうも公団の話の中では、そういう何年ぐらいに、何年まで下刈りをやって、除伐をやって間伐をやっていくというような話はあるんですが、それについてはその森林の状況を見ながら毎年話合いをしていくということでもあります。

(速水委員)

でもね、たとえば5年間だったら5年前に立てたんだったら、その間の計画の中に作業の予定というのが入るじゃないですか。間伐だとか。

(森林保全課長)

5年間の計画は立てています。

(速水委員)

だからそれは県は持っている、この時に要請をしてこの林道は作るから、こうですよという説明が全然無いのです。

(福島委員)

普通こういう予算があって、こういう風にしたもんでこんだけの予算ですよ。となるわけですよ。

(森林保全課)

結果だけ出しているもんで細かいのはないんです。当時やっぱり10年分を出していかなあかんで10年分を集計して立てています。

(速水委員)

だから最初にね、64億かけてこの道を作ろうという決心がどっかであったわけですよ。その決心のバックデータというものがやっぱりピシッと出てこない、この計画の最初はおかしいんじゃないかという話になるんです。それが何回も言うように人工林を中心に考えるんだったら、公団と森林所有者、そこらを含めたデータを県は持ってますかという話です。それがなくてこれができるんだったら、おかしいですよ。

(森林保全課長)

森林資源の内容は持っています。

(速水委員)

この時代にこの計画はおかしいですよ。5年前ならともかく。

(朴委員)

だから林道の位置づけの話の時に答えが出なかったじゃないですか。時間切れだという事で。時間切れじゃなかったと思う。はっきり言って位置づけはどこですかということを書いていたんですよ。林道というものは森林管理プラス経済林の活性化、いろんな理由、位置づけがあるはずじゃないですか。そういうところでこのBゾーンが結構長いゾーンだし、既に出てきているところの部分を活用するという発想はないまま新しい道路を作るんだといった時に、こういうのはいらんじゃないですか、活用できるんじゃないですかという話は出来てはいたんですが、軌道修正するという部分に関しては説明があるものの、この林道はそもそも何の為の林道ですかと言われた時に、位置づけは説明が出来ていませんでしたよ。今言ったように、たとえばゾーン別に違うんだとしたら、このゾーンはああだこうだと説明があったはずだし、もしそうじゃなく林道の本来の目的の森林が経済林だとすれば、ここからここまでのこの部分はこうなんだけど、そうじゃないところで森林管理に徹するんだとか、そういったような基本的な説明でも十分に出来ていれば良かったなという風に思うんですが。そういう時に私だけの印象じゃなくて、説明やこれからの部分が十分な説明が出来てませんでした。それは今言ったように最初どんな目的で林道を作っているのかという一つのマスタープランでも、何でも作る時の位置づけとか目的だとか、いろんな事があったはずじゃないですか、と言う事が言いたい訳なんですよ。もし今回もそういったきちっとした位置づけが説明出来るような資料がないし、説明がないのがこの道路はこういう感じでやっているんだということになってくると、じゃ水源なんですかと、そしたらこの人工林のところの経済林のところの部分は、位置づけとしては、今じゃなく30年、40年、50年後のことでやっていくんですかと言った時にも答えが無かったんです。

(森林保全課)

それはきちんとまとめてあります。

(朴委員)

今の町役所に行っているんなデータを見ながら説明は出るかもしれないけど、今の所でもきちんとした対応は出来るようなことではなさそうな気がします。

(森林保全課)

そうじゃなくって、緑資源の所については大体が50年という契約になっておる訳なんです。それで50年の間に、30年を経過した時点で、材価とかそういうのを見ながら、皆伐で収益を得てやっていくと。そういうのが緑資源な訳なんですけど、ただそういうのに基づいた当初計画というのが当然あった訳で、それにここの山がだいたい25年生であります。

南島町自体は、昔は南島町の単独の森林組合だったのが、広域合併して伊勢志摩森林組合となった訳なんですけど、伊勢志摩森林組合というのは造林中心の森林組合で、伐出とかその辺はやっていない訳なんです。大宮町さんとの連携という話になってくると、大宮町と紀勢町については大紀森林組合と言う森林組合がございまして、大紀森林組合の方は、伐出が主で、これは紀勢町にあるんですが、その辺との労働者の流動化とか、広域的な話もございまして、この道については1本と言ったらおかしいんですが、アクセスとかも含めて位置づけをされておる訳なんです。ただ先程水源で水土保持林というような方向に向かう中では、契約が今もまだ当然生きておる訳で、50年経ったら皆伐と言うんであれば、今まであまりそこまで考えなかったというのが事実です。ただ山を見て水を見てしていくと、契約を延長しながらでも間伐で出して、最終的にはそういう複層林的なしたてにしていくという中では、昼から行っていただく青色の作業道、こういうのが実際にその搬出に使えるのかどうかとか、その辺も見ていただいて判断していただいて、この国見能見坂線の位置づけというのをご判断していただければと思います。

(2) 吉津生活貯水池 (村山地区) にて

(森林保全課)

小方籠・方座浦地域と、あと向こうへ行く東宮・奈屋浦地域は集落排水、下水の関係で計画しているんですが、普通下水は希釈しないとイケないので真水をいっぱい使うわけです。普通だったら1人当たり1日200とか300リッターを使うんですが、南島町の計画は1人50リッターで計算している訳です。50リッターで計算しているんですが、ここじゃないんですが、50という数字がどんなのかと言う事なんですね。1人当たりの生活で使う水というのは、概ね200から400リッターが1日と言われているんですが、50リッター増えると今のこの40cmまでの、たとえばここじゃないんですが、水位がどないなるかというのは想像が付くと思うんです。今のままではやはり、これは林道とは関係のない話なんですけど、当然南島町は山の整備にもっと目を向けて、水源涵養機能を上げないと当然下水が出来ない。合併浄化槽とかをすればそれで済むのかも分かりませんが、希釈とかそういう関係と、漁場で1人当たりの水の使用量もものすごく増えてます。漁港整備をすると真水がものすごくいるので、多いところで200から400なのが600リッターとか1人当たり。ダッ - と使いますから。それで林道とか離れますが、本当に南島町さんの場合は見て頂いて水源涵養機能を上げないと、そういう生活排水処理すら出来ないというのを充分理解していただければと思っています。

(速水委員)

さっきから気になったんですが、造園業者がいっぱいいらっしゃるんですが、その木はどこから来ているんですか。山から来るんですか。町は保安林とかなんとかした場合にこれ規制にならない訳ですか。根っこのまま抜くというのは山の土砂の流出の最大の原因で、

いろんな世界の基準でみても木を根っこから抜くというのは、山の荒廃の最も最大の問題なんだと言われている。

(森林保全課)

林道についてもゴミだけじゃなくて、盗木というのか、普通盗木というと切って持っていくんですが、盗掘削というか、それも防ぐためにやはりあのゲートのようなものは必要だと思っています。

(速水委員)

町民の意識の問題として、そういう水の問題もあるならば、これすごい問題です。根っこごと山から木を取ってくるのは、山の荒廃の最大のポイントで、世界の林業の基準の中で最も止めさせなきゃいけない行為として書かれている訳で、その辺は町はどうするんですか。

(森林保全課)

町の方もかなり頭を痛めている問題なんです。

(速水委員)

保安林だったらこれ罪ですよ。森林法で逮捕しなきゃいけない。だって逮捕するんだったら県の職員がやんなきゃいけないでしょ。

(森林保全課)

保安林は県に管理責任がありますからね。ただ保安林以外の普通林といいますか、普通林についてはなかなか制限も困難であります。

(福島委員)

ここの水源は過去にもあったんですか。

(森林保全課)

なかなかデータが出にくいんです。私もだいぶ調べたんですが。ここの井戸が昭和47年位の井戸なんです。50年からデータがあるんですが、やはり人口と生活様式の違いといいますか、人口は減るんですが生活様式がだんだん変わって、1人当たりの使用量が変わってきたと、それと井戸の深さのデータは最近のしか、町の方でも調べて貰っているんですが、無いんですが、先程言いましたように、26mの井戸であるにもかかわらず、最高水位が4m程度だったと思うんですが、50cmか60cmまで下がるという状況では、満たされることが無い井戸になってしまっている訳です。普通だったら夜間にあまり使わないときに水がどんどん溜まらないといけないのが、溜まる力もかなり弱っているというのが現状です。

(福島委員)

かなり急激に減っているということなんですね。

(森林保全課)

それと個人の使用量も増えてきた。

(福島委員)

両方で。

(森林保全課)

ですので稼働率と言いますか、井戸の基準の容量というのがあるんですが、標準容量と

いか1日当たり何立方というのが決まっているんですが、南島町の井戸で最近のもので100%、計画以下というのは殆どない、170から200%とか、110%というのもありますが。と言う事は井戸が本当にフル稼働と言うか、フルのフルをやっている訳です。当然井戸を増やしても集水面積が変わりませんから、水量がそんな増えるもんじゃない。それで何をするかというと、本当に性根入れてしていかなと自分らの飲料水すらも苦しい状態になってくるという状態であります。

(3) 昼食場所

(森林保全課)

林道自体はここからここまでで、大宮町の方はないんですが、この辺から作業の部分でのっておりますが、この辺へ抜けていくというのが林道計画であります。ですので水土保持林の中ばかり通過しています。この部分が公団造林という人工林、これもそうなんですが、人工林にこうなっていて、ちょっと白い部分は欠落しているんです。主に林道を作っていくのは水土保持林の位置づけで、これまだたたき台ですので、これを基にこのラインが上へいったり下がったりというのは、これから役場が検討することになるんですが、概ねこのこう言うような感じの色分けになります。

(速水委員)

県のも大体こんな感じになりますか。

(森林保全課)

そうですね、道がある分の人工林については、経済林という位置づけですので、もう少し道があるときには増えてきます。

(速水委員)

この作業道はカウントされちゃうんですか。

(森林保全課)

この作業道はカウントしてないです。林道を計画では入れてますので、向こう5年間ぐらいに付ける補助林道及び県代行林道は入れているんですが、ただ道から近いから経済林かと言うと、ここの部分については、これに近い形になります。ただ地権者と公団との契約をどういう風に持っていくか、50年の契約を80年位に延ばして、40年、50年、65年、80年で全部伐るように、そういう間伐又は択伐的な施業に契約変更をしてでもきちんとやっていくという方向で、今この地権者とは話が概ねこの方向で今は動いております。

南島町の場合は、国道がこう走っているんですが、国道の概ねこちら側が国立公園に指定されているので、それで「森と人との共生林」となっています。

(福島委員)

これ公園に使いましようということなんですか。

(森林保全課)

公園だけじゃなく、やはりどちらかということと生物等の多様性とか、そんな人の入り込みも含めて当然考えています。

(速水委員)

かなり自動的にこれ色分けしているんですか。

(朴委員)

しかしえらく簡単でシンプルな図面だね。

(速水委員)

いや、これすごい単純なんです。こちらは殆ど保安林なのです。こちらが決まって、真ん中に、それ以外の部分は全部循環林という極めて単純。だから三重県のほうはかなり真面目にやっていると思います。

(福島委員)

資源循環林というのは針葉樹ということなんですか。

(森林保全課)

国の方は機能的に落としているもので、保安林がメインですが、そういう水土保持とか守るべきものが明確なものは水土保持、これ水だけじゃなくて水と土だもんで、主に水の部分と主に土を土砂流出とか土砂崩壊を守る部分、国でいう保安林1号～3号という重要な保安林がある訳なんです。保安林は11か12あるんですが、その内の上位3つは、水源涵養と土砂流出、土砂崩壊防止で、この3つは重要な保安林に指定されているんです。それについては自動的にこの部分に該当するんです。その次に森と人との共生林というんですが、こういうのを指定して行って、残った部分が資源循環林ということになります。資源循環と言うものの人工林とは限らずに残った部分であります。

(速水委員)

うちの山なんか殆ど水土保持になる。奥の広葉樹のローハーベストを決定したようなところが資源循環林。

(朴委員)

いわゆる村と近い所は森と人との共生林になっちゃうんだね。

(森林保全課)

一概にも言えないですが、ただ保安林に指定されていたら、その一番最初が水土保持から落ちてくるもんで、いくら人家に近くても保安林の1～3号だったら自動的に水土保持になる訳です。

(速水委員)

単純に言うと谷があります。谷のこの辺に堰堤ができます。そこを土流とか土砂流出防止ということで、保安林に指定されていく訳です。往々にしてあるのは人家のすぐ近くは普通の循環林で、この上から例えば堰堤が出来れば、水土保持という風な今までの流れの中ではそういう形になります。

(森林保全課)

特にここは見ていただいたら分かるんですが、治山工事を結構やっています。家の裏とか。保安林に指定されている所は自動的に水色に落ちているんですが、保安林の未指定の所はこういう緑に残っている。

(速水委員)

いや上を工事したら下を保安林にしないですから、上は大事だから保安林で、そうすると上側は保安林になって、下側は未指定に結果的にそういう形が結構あります。人家のすぐ近くは急傾斜じゃなければ往々にして循環林だと、ちょっと問題はあるんです。

(森林保全課)

ありますが考え方としてはそういう守ることから、機能を重視したのが国の方で、県の

方は経済性とか環境とかを、本当に二つに分けよということなんですが、やはりそこには所有者なり町なりの意志が働きますので、これは単純に落とすだけです。役場としてここらももうちょっと人工林だけど水土保全に力を入れていこうじゃないかというのであればここらが水色に変わって、そういうふうなことを役場の方で操作をしていく訳なんです、なかなか細かく分かれていて、細かい地権者の各々の同意を得るとするのは難しい所は、もうこれになりますけど。通っていい方だったら話をしていただいぶ出来ますが、やっぱりなかなかそういうのは難しい。こういうのが基本にならざるを得ない。

(速水委員)

これに今度、森林施業計画を立てるんですけど、ゾーン毎に持続性を担保した計画を作るのがポイントです。極端に言えばこうやって山をもっていく。ここの青いところのゾーンの持続性を保つし、緑の所も赤い所の持続性もそれぞれ保つものです。

(森林政策審議監)

全国で2500万 ha の森林があります。この内の約半分近く1200万が水土保全、残りの1200の半々600万 ha を森と人との共生林、生産林が残りの600万 ha という頭の数字がまずありきで、それで県へ言ってきている訳です。県は県の考えがあって、そんな一方的に押しつけられたら困るよと、うちうちの考えがあるので、地方としての山のあり方があるので、私共の方は生産林と環境林にまずありきだと。保安林は、国の場合は水土保全林でないにだめという話できている訳で、そういった中でやはり違うんだと。生産効率そのものの中で、法律の中の保安林法でも、2 ha 或いは10 ha までを皆伐とか、そういう森林施業を認めた前提での法律体系になっている訳です。だからうちの方は環境林としての部分の35万 ha - 15万 ha の20万 ha の環境林は、今後は生産は見ないと。いわゆる環境林という部分を得たという、その代わり15万 ha については生産行為に集中してやっていこうというようなメリハリをつけた施策です。今までの森林政策というのは、のべつ幕なしで、どこであろうが、どこで道が欲しいかと、そういうのを県下一円にやってきた訳です。もうちょっとメリハリを付けていこうではないかということが県と国との違いで、その辺で国には、とにかく言うだけ言えと、やるだけやれと言っているわけである。

(速水委員)

ここにまだ水源があったんですか。

(森林保全課)

ここここ、ここだけじゃなくてここへも。これがものすごい緊急なんです。緊急に、本当に森林整備をしなければならぬ。勿論これもなんですが、役場があると人口が多いですし、これは26mにしましたけど、こちら側は川も入れる、そういう中でこれがこちらへも持って行って、ここ阿曾浦で漁港で大量に水を使用する。ただ反対者も多数います。その辺がいろいろ難しい所なんです。広域の集落排水を考えているのは東宮のここと、先程言いましたこの地区があります。

(森林保全課)

これが先程、佐藤審議監からも話がありましたが、面積的な割合のしぼりみみたいな、権利の主張などがあって、市町村によっていろいろ出てきますが、それに合わせるような感じ。保安林になっていないもんで、通してしまったんですが、こここの大江地区の水道を掘ったのが新しく平成11年位、9年かちょっと忘れちゃったけど、新しいもんで、もう一つ数字の合わせというのがあって、こういう風なものになって、南島は全部簡易水道やもんで、本当だったらこの下以外は、真っ青でも本当は良い訳なんです、そうもいかない。

(速水委員)

これは、殆ど保安林で動いているんですよ。(はいそうです。)

(福島委員)

県のゾーン分けというのは全く違った色合いになるんですか。

(森林保全課)

たぶん異なった色合いにはなると思います。

(4) 緑資源公団作業道

(速水委員)

多分うまく行ったら35年生位で、道さえあれば間伐材が出せるんじゃないか、40年だったら間違い無い。こっちは下手すると45年か50年になっても多分合わない山だと思っんです。間伐でも。そういう意味で線形なんかもどうなのかなと。

(森林保全課)

既設の作業道もありますし、上へ上がっていくというんで、これは実際に本当にこうなんか、もう一回この辺から逆に降ろしてみてもどこにくつつくかは、ちょっと考える訳ですが、ただ作業道自体もこう入っていく計画もございます。

(速水委員)

この実距離、実際の斜距離というのは何mぐらいなんですか。この計画から下まで。

(森林保全課)

これが5万分の1で、1cmで500mなんですよ。実際は、ここで40度ぐらい、45度以上はここないんです。

(速水委員)

架線を張るとしたら何mぐらいになるのか。

(森林保全課)

600mか700mぐらいになります。

(速水委員)

上下に関して、やはり斜距離が400m以内位にとどめるような林道の配置というのにしていかないと、人工林の機能の回復というのはちょっと難しいんじゃないかと思っんです。

- 作業道(緑資源公団) -

(森林保全課)

あそこよりもまだ向こうに人工林自体はまだまだずーとここまである訳なんです。この先が植えたんが早くて利用できる所が多くなってきている。とにかく、ここの材を後8年位で間伐した材を出したいから、取りあえずはこっちへ向けて、早いとこ付けて欲しいというのが、当初のもくろみでもあった訳です。それでここの手入れと言うよりはここの材の搬出ということでこの林道の計画が当初あった。今はこれだけじゃなくて、ここも大事ということになっている訳です。林道としてはこの辺まで出来ております。あの出っ張りまで出来ています、作業道が。使えるところはここまで使って、あとは林道として延長して

いくというふうな事は考えている訳です。ここなら先は軽トラでもちょっと行きかねる位の、ちょっとだけ歩いていただいたら分かるんですが、今はこうなんですが。これはこうやって直しているんで良いように見えるんですが。

(朴委員)

この作業道は直しているのですか。

(森林保全課)

これは直しているんです。今までは1年に1 km ずつ付けていたんですが、なかなか利用しにくいと、荒れて利用出来ないもんで、やっぱり直さないといけないというんで今年直しているんです。なかなか直していたら新たな道を付けるのが、お金がないというので、又これも8回で説明しますけど、どうしても欲しいというのが理由の一つになっているんです。

この上がってきた道も、今の状態ではこの木は、下から上げて来ているんですが、伊勢志摩森林組合がぐるっと持ってきて、ここまで4 t 車で持ってきて、ここで2 t 車に乗せ変えて、今ここまで上がっているという状況なんです。そのため、普通は林業経営では4 t 車以上は必要なんですが、今の状況では4 t が上がれない。しかもあの勾配で荷物を積んでも下りの方が怖い訳なんです。登りは上っても下りが怖いという事で、ただうちも代替案としては確かにこの道を広げて使ってみてはというのは計算をしていますが、なかなか道を広げる以外にも色々条件的に厳しいものがあると。だけどそういうのは無視して一回積算してみようじゃないかというんで積算してます。出来ればこういう風に、ここの木を間伐して使っていくというのが本来使いたい訳なんですけど、もうちょっと先じゃないと立派な木が無いと言う事でいまは下から上げてもらって使用しています。

(森林保全課)

ちょうど向こうに見えるのが、これ保安林ですので人工林、向こうに見えるのがこの出っ張りの尾根なんです。ちょうど向こうが。車をこうぐるっと上げましたよね、こちらむけて。あそこからちょうど中間ぐらいが人工林の端の中間ぐらいがあの尾根になるんで、あの向こうにもちょっと見えています、尾根が向こうの方で、あの尾根が向こうの方の尾根になるんです。ずっと人工林が続いているというのが現状です。この作業道があそこにちょっと薄っすらと筋が見えますよね、あれが作業道になっている訳です。あの辺まで出来たところは利用をしたいという事で、今ちょうどこれよりは出たような格好になっておりますが、その辺までを利用して行きたいという風な計画になっています。ちょうどあの上までしか道が行っていませんので、今もこのように直しているんですけど、直さないと普通の自動車が走れない状態ですので、この勾配を見ていただいたら分かるんですが、ずっとあの辺もこういう勾配ですので、本当に直して、直していかんと軽トラでも怖いんです。ただこれも安全かと言うと安定した土の上に乗っている部分がないものですから、やはり台風後とかそういう時には、十分に気を付けないと、あんまり寄りすぎたら落ちていきます。

(速水委員)

作業道というのは路肩1 m 走らないです。1 m とはいわないけど、山側へへ荷重かけて運転しますから。

(森林保全課)

その為に路肩があるわけですね。ちょうどここから向こう側をこう普段は走るということになります。

(速水委員)

こっちいっぱい(山側) 走るということを前提にしないと。

(森林保全課)

山の仕事をしている人に聞いたのには、向こうの方が林分としては植えたのも早くて、成長も東宮の方がいいらしいです。

(速水委員)

何年生ですか。

(森林保全課)

あの辺が32年くらいにもうなってくるんでしょうか。

(速水委員)

それでもまだ上はまだ若葉の後が見えますね。

(森林保全課)

尾根部とやっぱり中腹部とでは全然違います。

(速水委員)

下へ行くと消えていますね、やっぱり上部はまだ成長が遅い。横筋が見えるあれが植えた時の筋がそのまま残っているのです。下の方はそれがもう見えなくなっている。消えている。消えるようになってこない、林分としては成熟してこないのです。

(森林保全課)

公団なり森林組合なりと話をしているんですが、40年ぐらいでやっと利用できる間伐材になると、一番早いのが今32年位ですので8年位後にはここから資材の出材をやっていきたい。いずれにしてもこっちを下へ降りていくか、向こうへ行くかぐらいの計画しかちょっと出来ないと言う事で、森林組合も考えてますし、緑資源公団、森林所有者も考えている。ただそれでは林道ありきになるんで、利用できないかから入っています。

(木本委員)

この40年で間伐材と言う事は、やはり上だから径は細いのですか。

(森林保全課)

ここやはり元々の土地が痩せていて、本当だったら30年ぐらいのも出せる。普通だったら出せるんですが、どうしてもここは成長も遅いもんで、40年位からしか利用間伐は考えていないというようなことです。もう一つは道がないと材が割高になって逆に出不いので、この道であれば2t車も怖いぐらいのところですので、40年になっても利用間伐が出来ない。で林道が欲しいということになる訳なんです。

(森林保全課)

これからは林道でもどれだけ安い道を作るかとコンクールを逆にしないといけませんね。今まではどんな立派な構造物をしたかみたいなコンクールになってましたが、こんなに安くしたということで、コンクールをして表彰をしないといけない。

(速水委員)

民間はそれで表彰されるんです。民間の企業は。僕ねプラスチックのシュラーは、昔一緒につくった事がある。メーカーと。結構これは使えましたね。

(森林保全課)

ちょっと行けないかもしれませんが、向こうの能見坂から等高線上に入っている歩道が

あるんですが、昔それで出していたような、石積みが結構やってあるんです。ずっと等高線上に歩いていくと、谷々のところに炭焼きの窯とかがあるんです。炭を焼いて引っ張り出していたとか、それが随所にあります。

（速水委員）

僕の小さい時、まだ横木が残っていました。たまに地元の人が自分でちっちゃな木馬を作って、なたね油を引いて。

（森林保全課）

また材価も変動がすごくあって、昔人件費も安いし、木の値段もそれに比べるとむちゃくちゃ高かった訳ですよ。いろんなものが人件費の割に高かった。今は材価は昔に比べて下がっていて、人件費が上がっているということは、もう上がりが本当はないという状態ですので、いかに効率的に木材を搬出するかのシステムをどう作っていくか、それと速水さんがおっしゃったように、安い道をどういう風に入れられるかが今後の課題だと思っています。県営といってもそんな高い道を作るんじゃないで、やはり安い道を如何に作っていくかということがこれからの設計では認められる。

（速水委員）

県だから高いという理由はどこにもないもんね。今までは県だから高いとか、何とかだから高いとか理屈はあったんだけど、県だから高いという理屈はどこにあるんだろうと。

（森林保全課）

それがおかしいとぼくも思っていたんですが、ただそれはIPの取り方と言いますか、道をなるべく真っ直ぐに近い格好で通そうとすると、どうしても構造物が増える、切取土は増える等、ダブルで金がかかってきますので、今は林野庁でも出てきているのは、なるべく山の形状に合わせてとっている。出来ない所は仕方がないが。

（速水委員）

単純だったんです。同じ距離だったらIPの数をいっぱい取ればいいんだよという、まずそこから始めようよ。

（森林保全課）

そういうのを今、図面が上がってくる毎に地域機関で指導するのですが、うちでも赤を入れたり、コスト意識を持たすようにだいたいしているんですが。それでもやはり安全性が表へ出てくると、若干高くなるということで。だけど安全ともう一つコスト意識というのは裏腹な部分もあるんですが、両立させやなあかん部分だと思っておりますので、それについてはずっとこちらでも指導してやっていかなければならないと思っています。

（委員長）

現場を十分にそしゃくした上で、最新技術を十分に考えた上でしないといけない。ゼネコンの方が進んでいるんです。ずっと技術は。県の方の技術水準のほうが後になっているから、だから向こうが少々水増しをしたってわかんない。そういう面はあったと思うんですよ。

（森林保全課）

それともう一つは、やはり道幅によって一工区当たりの標準額というのが、国からも示されていて、結構道幅が広いほど一工区当たりが高くと。それで逆に今度道幅を狭くすると安い金額で同じ延長が出来るということで、それをきちんと考えていかんと、今までなら、より高い金をかけたらそれだけ延長は延ばさないといけない訳なんです。

(委員長)

質を上げることでね、中には贅沢な美観まで考えてというような事もあった。それは林道ではないけどね。

(森林保全課)

ですから先程も言いましたが、ここでもあそこでもそうなんです、人力でやったわけです。下から。やっこの作業道ができたもんで、車でやっとなれるようになったということです。

(森林保全課長)

下から来ると約2時間から4時間ですね。

(森林保全課)

あそこまででしたら4時間はかかります。歩道がちょっとあるだけで。だから朝から作業をする人は、夏場は午前4時から出ます。

(速水委員)

昔は提灯をもって山へ行っていた。朝飯持って。朝飯と昼飯を持って行くんですよ。

(森林保全課)

早く終わらないと暗くなるから。だから林道というよりは作業道が、その作業時間を延長してくれる。やはりこれだけ人工林が本当にあるというのは雄大です。

(速水委員)

全部広葉樹でしょ。秋にがっ - と切っていく訳でしょ。下から真っ茶色になるわけです。それで次の春、対岸から見ると何とも言えず気持ちがいい、僕は拡大造林好きなんですけど最近採算が合わないからやらないけども、対岸から拡大造林して、5年ぐらいしたら全部緑に変わる。これは日本に残った最後の開拓者精神だなと思います。

(朴委員)

そうすると、反対する人も賛成する人も納得のいく説明がつくんじゃない。

(森林政策審議監)

我々の判定がどうだとか関係なしに、なぜ道を付けるのか十分な理由がつけば良いのです。

(朴委員)

例えばさっき言ったけど、必要であれば300億でも400億でもそれはやらなきゃいけないんですよ、半分に削ったからやりましょうということじゃなく、本当に数十倍かかっても必要であればやらないといけない。もしそういうことじゃないならば、たとえば1円たりともそういうところには使わない。

(森林政策審議監)

その辺の部分さえきちっと説明できれば良いと思います。

(速水委員)

標高はどれくらいですか。

(森林保全課)

4百何十mというところですよ。尾根に行く程土地も痩せてます。

(速水委員)

昔は植えられるところは全部植えたんです。

(森林保全課)

正にここはその典型ですね、ここは30年生から40年生ぐらいの辺りが一番ピークです。昭和30年過ぎた辺りからがピークです。これは40何年生です。

(福島委員)

伐採する時は、部分的に全部伐採するのか、それとも間引きのように伐採するのか。

(速水委員)

合理的に考えるんだったら、あそこの林道があるとするじゃないですか、そうするとこの三角をまず切ると、そういう風なやり方で。林道からこっちへ、尾根沿いの下に林道を付けておいて、縦に伐期を変えて実施する。理想的に言うならば10年間ぐらい置いて、こっち切って、真ん中切って、2,300m飛ばして又伐って、それで10年ぐらいしてから残った所と切ったところは10年生のまた檜だったら檜を植える。

(森林保全課)

恐らく、もう少し伐期を延ばして、択伐的にし最終的には針広混合林から天然林の方に移行していきたい。

(速水委員)

択伐に持っていくというのが大変だと思うんですよね。木の本数が無くなってくると間伐する時の作業するのに、1本当たりの価格が高くなってくる。だから採算が合わなくなる。

(森林保全課)

経済性も考慮し、環境面にも配慮したやり方ということになります。それを何十mか幅ぐらいで、全部で3回ぐらいで抜けるような格好でした。

(速水委員)

これだけ植えて、それほど良い木じゃない、並の木ができたこういう所で、将来どうするかというのはやっぱり60年、70年経ってみて、その段階でその一つ一つの木の相場と人件費と、その搬出の能力というバランスの中で、最善の策を取っていく以外ないと思います。ただ、有り難いことに森林というのはそういう状態であっても、森林の存在自体がある一定の機能を働いてますから、そういう点で評価は出来る。そこの段階へ持っていくのに如何に安く、コストかけずに、逆に言うと所有者からするといかにそこで利益を得るか。バランスだと思います。理想は今林野庁が言っているのは択伐だとか、なんとかという話であります。実際にこの山が40年後にどうなるのかとか、40年先に林野庁は択伐なんて、40年前は考えてもいなかった訳ですからね。時代と共にその政策というのは、どんどんみんな考えて出てきますが、実際林業の方はどうなのかは分からない、経営者から言えば。

(森林政策審議監)

見込みは色々ありますが、経済としての今の山はぐっと耐える時だと思うんです。今殆ど8割方が外国からの木材に頼っているんですが、資源ナショナリズムだとかそんなんで、いつストップになるかも分からない。あるいはこれから中国やインドの方が木を使うようになるかも分からない。そういう時、逆に言うたら日本から材を出さないといけなくなるかも分からない。そういう時代が来るかも分からないという対応をしていかなければなら

ない。

(速水委員)

今は、もうシベリアが中国に買われて値段が下がらなくなっちゃった。日本がいくら買わなくても。

(朴委員)

韓国のヒュンダイが全部買ったしね。

(速水委員)

韓国も気合いが入っていますもんね。

(森林保全課)

韓国自体には、もう木があまりないですからね。

以 上